

業務・手続きにおけるFAX利用を 原則「廃止」します。

令和7年4月から、松江労働基準監督署隠岐の島駐在事務所では、行政サービスのデジタル化とこれらを通じたデジタル社会の実現に向けた取り組みの一環として、

業務・手続きにおけるFAXの利用を『原則廃止』

することとしました。

今後はe-Govポータルを通じた電子申請・届出の普及促進の他、ホームページなどのインターネットを經由した情報発信など、労働基準監督署に関する業務・手続きのデジタル化を段階的に進めていくこととしております。

皆様方にはご不便をおかけしますが、FAXによらない業務・手続きの定着に向けてご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネット等の通信環境が整わない場合や、その他業務の必要性に応じてFAXを利用せざるを得ない場合には、松江労働基準監督署へFAXをお願いします。

松江労働基準監督署隠岐の島駐在事務所